

基本方針 7

基本方針 7 作業グループを代表しまして、基本方針 7 の評価結果の概要と感想等について発表いたします。

基本施策 7 1 「市民自治の推進」についてです。

この施策が目指す姿は、「市民が市民自治への関心を高め、市民が主役のまちづくりを推進する。」ことです。

しかし、市民が主役のまちづくりを推進するための、自治基本条例、市民活動推進センター、地域会議、まちづくり実働組織については、その内容や活動状況があまり周知されてはいないと思います。

市民自治の啓発における成果指標は、コロナ禍の影響もありともに未達成となっております。

内部評価の課題にもある通り、自治基本条例に対する認知度はまだまだ低い状況であると思います。市民に定着させるために、説明会を開催し参加者を募るだけでなく、機会があるごとに各団体の総会等に積極的に出向き、その内容や意義を説明をしていく必要があるのではないのでしょうか。積極的に取り組んでいただきたいと思います。

情報共有化の推進においては、コロナ禍によって、SNS を活用した情報発信が有効であったことが成果指標の「ホームページ年間閲覧件数」によりお分かりいただけるとと思います。

5 年間の間に 1 万件の増加を目標に掲げていましたが、令和 4 年度は、370 万件と大幅に増加しています。

そして、外国人住民向けの「ニュースレター」は多文化共生のためにも必要なものであり、成果があると思います。

しかし、一方では、デジタル化社会とは縁遠い方もいらっし

やることから、その支援も考えていかなければいけないと思います。

市民参画の充実に関しましては、市の政策形成過程への市民の参画を目的としており、毎年、まちづくり懇談会ふれあいトークが開催されています。市の幹部の皆様が出席するだけのものを開催することも良いのではないのでしょうか。地域の課題・要望を知ってほしいと思います。また、老若男女に関わらず、幅広い年代の方が参加できるように、開催時間帯を日中に設定するなどご検討いただければと思います。

市民活動の促進、市民協働の推進に関しましては、コロナ禍において市民活動や自治会活動が停滞している話を聞くことが多くなってきました。ソフト面での取組みについて、県内外の地域活動を参考にすることで活性化が図られるのではないのでしょうか。

また、地域に根付いたまちづくり実働組織について、若い世代に継承できるような仕組みを考えて欲しいと思います。

次に、基本施策72「シティプロモーションの推進」についてです。

まず愛着と誇りの醸成については、ふるさと栃木への想いと、心豊かな市民性を育む場をつくるとともに、地域の優れた歴史文化の振興を、次世代に引き継いでほしいと思います。特に、とち介を通じて、子育て世代や親子のコミュニケーションを深め、栃木市への愛着と誇りを持って住み続けて欲しいと願います。

市の認知度の向上については、Twitterのフォロワー数が伸び悩んでいます。もっと増やせるような取組を再考した方が良

いのではないのでしょうか。他市においては、LINE を活用した情報発信を行っています。栃木市においても活用して欲しいと思います。

次に、基本施策 7 3 「基本的人権の尊重」についてです。

成果指標である「人権を尊重する意識を持っている市民の割合」は、目標を達成してはおりますが、残念ながら令和 2 年度の実績 97.2% から 78.5% に下がってしまいました。幅広い年齢層の方に、男女共同参画を啓発するための講座や研修の PR を積極的に行うべきではないのでしょうか。啓発を行うことで、人権を尊重することを意識づけすることができると思います。そして、

『認め合う、尊重し合う、そして共有する！』

この考えを浸透させてほしいと思います。

次に、基本施策 7 4 「行財政運営の充実」についてです。

行財政基盤の強化に関しましては、成果指標の市税収納率は 2 か年連続で目標を達成しており評価できると考えます。

しかし、人口減少が加速しているなか、合併して 10 年が経過していても、いまだ重複する公共施設が存在しているのではないのでしょうか。行財政基盤を安定・強化させるためにも、公共施設の統廃合や未利用公共施設の有効利用を速やかに進めるべきではないのでしょうか。

市民サービスの提供体制の充実については、窓口の待ち時間解消策として、コンビニエンスストアでの証明書交付がありますが、それにはマイナンバーカードの取得が必要となります。

昨年度は国においてマイナンバーカードの取得促進を図る取組が行われました。今後は利用促進に向けた P R を積極的に

行うべきだと考えます。また、コンビニでできる行政手続きの拡大を検討するべきではないでしょうか。

窓口に行かずに行政手続きができる。これも市民サービスの向上だと思います。

一方では、高齢者の市民に対する「もっとわかりやすい説明」「優しい手続き」など、利便性の向上だけでなく、利用方法などの周知を図ることも行っていただきたいと考えます。

以上で、基本方針7の作業グループの発表を終わりにします。